

水産流通適正化制度について

(特定第2種抜粋版)

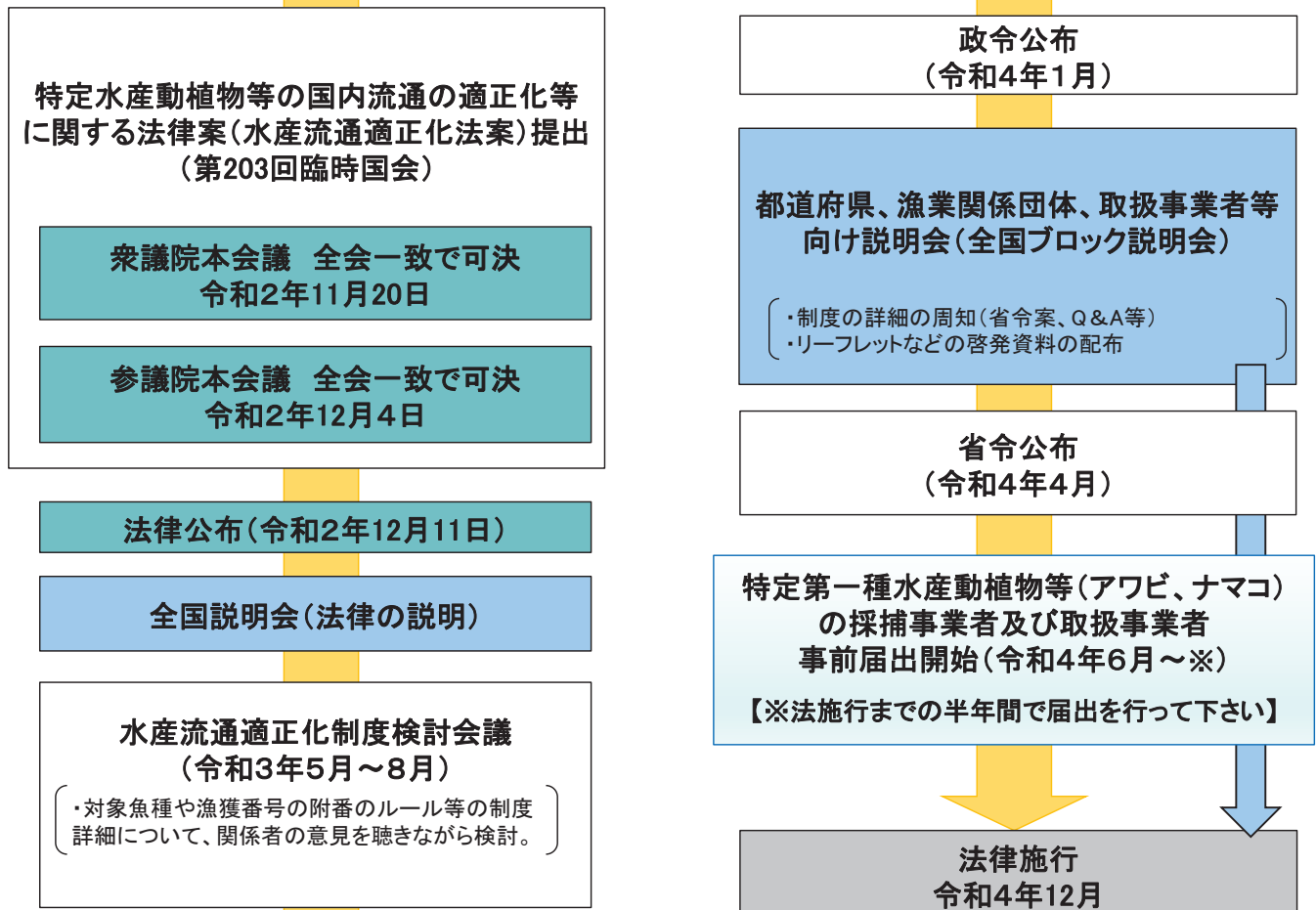
令和4年7月
水産庁

目次

1 施行スケジュール	 1
2 制度制定の背景及び目的等	 2
3 制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)	 9
4 制度の詳細(特定第一種水産動植物等関係)	 12
I 漁業者及び漁協編	 13
II 加工事業者、流通事業者編	 23
III 輸出事業者編	 30
IV 小売事業者、飲食店、宿泊事業者等編	 34
5 制度の概要(特定第二種水産動植物等関係)	 37
6 制度の詳細 (特定第二種水産動植物等関係:輸入経路別)	 43
7 電子化等に向けた取組について	 54
8 参考 罰則について	 57

1 施行スケジュール

水産流通適正化制度の施行スケジュール



国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

- FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を発表。
- 我が国は、「国際行動計画」上の取組について、全て実施済み。
- FAOは、2017年に「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定。

また、昨今の国際的な動向として、
下記のようなIUU漁業撲滅に向けた目標設定が行われている。

SDGs(持続可能な開発目標)(2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言(2019年6月28日・29日)

環境
40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

G7 気候・環境大臣会合コミュニケ(2021年5月20日・21日)

65. IUU漁業が依然として健全な海洋に対する最も深刻な脅威の一つであり、魚類資源の枯渇、競争の歪曲、海洋生息環境の破壊を引き起こし、より良い海洋ガバナンスと効果的かつ持続的な漁業管理を推進する国際的な努力を脅かしていることを認識する。我々は、途上国への支援などを通じ、IUU漁業を抑止するための国際的な協調行動の重要性を認識する。

66. トレーサビリティを向上させるための漁獲証明制度(CDS)などの強力な措置を効果的に実施・施行することにより、IUU漁業を終わらせることにコミットする。

5

水産物流通に係る課題

国内流通に係る課題

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。

輸入に係る課題

- 国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。

6

国内流通の混入防止

- 適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。
- 万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。
- 輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じることが必要。

IUU漁獲物の流入防止

- IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じることが必要。

水産流通適正化制度の目的、期待される効果

【目的】

漁獲段階での規制のみでは十分でなく、加工、流通段階で違法な漁業に由来する水産物を排除する仕組みの構築が必要であることから、国内において違法に採捕された水産動植物（違法漁獲物）の流通の適正化を図ることに加え、海外において違法に採捕された水産動植物の輸入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的利用に寄与し、漁業、加工流通業及びその関連産業の健全な発展に資すること。

【効果】

- 違法漁獲物を国内流通から排除することができ、改正漁業法の罰則強化と相まり、密漁等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能。
- 違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通することとなるため、流通事業者、加工事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化に寄与。
- 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、違法漁獲物の国内市場流通への悪影響が排除され、適正な国内市場環境の実現。

5 制度の概要(特定第二種水産動植物等関係)

制度の概要(特定第二種水産動植物等関係)

○ 外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれが高い魚種(特定第二種水産動植物(イカ、サンマ、サバ、マイワシ))について、輸入時に旗国の政府機関発行の適法採捕証明書等の添付を義務付ける。なお、旗国以外の第三国で加工され輸入される場合は、輸入時に、第三国(加工地)政府機関等が発行した加工申告書等の添付も義務付ける。

特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物等(加工品)

○ 下表の統計品目番号に含まれるもののうち対象魚種を含むものを対象とする(ただし肝臓、卵、舌、頬、頭部及び鰭を主たる原材料とするものは除く。)

【特定第二種水産動植物の指定】

イカ、サンマ、サバ、マイワシの計4魚種を指定

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】

特定第二種水産動植物を主な原材料として製造し、又は加工したもの。

※ 下表のうち赤囲いの品目が告示の内容。

※ 下表のうち赤囲いの対象品目(イカ、サンマ、サバ、マイワシ)は加工申告書等が必要。

統計品目番号	品目	対象品目
0301 99 210	IQ魚(ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ)(養殖用稚魚除く)(活)	サンマ、サバ、マイワシ
0302 43 100	イワシ(サルディノブス属)(生鮮・冷蔵)	マイワシ
0302 44 000	サバ(生鮮・冷蔵)	サバ
0302 49 100	サンマ・ムロアジ(デカプテルス属)(生鮮・冷蔵)	サンマ
0302 89 190	その他のIQ魚(ニシン、サバ、ウルメイワシ)(生鮮・冷蔵)	サバ
0302 99 910	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0303 53 100	イワシ(サルディノブス属)(冷凍)	マイワシ
0303 54 000	サバ(冷凍)	サバ
0303 59 120	サンマ(冷凍)	サンマ
0303 89 129	その他のIQ魚(サバ、ウルメイワシ)(冷凍)	サバ
0303 99 912	サバのくず肉(内臓除く)(冷凍)	サバ
0303 99 919	タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ

38

特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物等(加工品)

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】

統計品目番号	品目	対象品目
0304 49 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 59 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 89 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 99 120	ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 39 210	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(塩蔵・乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 54 100	ニシン、イワシ、サバ、アジ、サンマ(乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 59 020	IQ魚(ニシン、ブリ、サバ、ウルメイワシ)(乾燥)	サバ
0305 69 091	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(塩蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 222	ニシン、タラ(コッド除く)、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 324	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(塩蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0307 42 010	モンゴウイカ(活・生鮮・冷蔵)	イカ
0307 42 090	その他のイカ(活・生鮮・冷蔵)	イカ
0307 43 010	モンゴウイカ(冷凍)	イカ
0307 43 020	アカイカ(冷凍)	イカ
0307 43 030	スルメイカ、アメリカオオアカイカ、ジンドウイカ、マツイカ、ホタルイカ(冷凍)	イカ
0307 43 090	その他のイカ(冷凍)	イカ
0307 49 210	モンゴウイカ(塩蔵・乾燥)	イカ
0307 49 290	その他のイカ(塩蔵・乾燥)	イカ
0307 49 500	その他のイカ(くん製)	イカ

39

特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物等(加工品)

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】



統計品目番号	品目	対象品目
1604 13 010	イワシ調製品(気密)	マイワシ
1604 13 090	イワシ調製品(気密除く)	マイワシ
1604 15 000	サバ調製品	サバ
1605 54 100	イカ調製品(くん製)	イカ
1605 54 911	イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含む)	イカ
1605 54 919	イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含まず)	イカ
1605 54 991	イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含む)	イカ
1605 54 999	イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含まず)	イカ

40

適法採捕証明書の内容

適法採捕証明書に記載が必要な事項

- 認証当局：
 - ①文書番号、②認証当局の名称、③担当官名、④認証当局の住所、⑤電話/FAX番号
- 漁船の情報：
 - ①漁船名、②船籍の母港/登録番号、③漁業免許番号/免許対象漁業種別、④コールサイン、⑤IMO/Lloyd's番号、⑥インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス（④、⑤、⑥については発行されている（該当する）場合）
- 製品情報：
 - ①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品のHSコード、④船上加工の種類（該当する場合）、⑤漁獲水域/漁獲年月日、⑥推定生体重量又は⑦推定水揚げ重量、⑧検証水揚げ重量（該当する場合）
- 資源管理措置情報
- 漁船の船長：船長（一定の場合には、適法採捕証明書の記載事項について真正性を確認出来る者）の氏名/署名/押印
- 洋上転載の申告（該当する場合）：
 - ①船長の氏名、②署名/年月日、③転載日/水域/場所、④推定重量、⑤転載を受けた船舶の船長の氏名、⑥署名、⑦船舶名、⑧コールサイン、⑨IMO/Lloyd's番号（⑧、⑨については発行されている（該当する）場合）
- 港湾区域内転載の許可（該当する場合）：
 - ①担当官名、②当局名、③署名、④住所、⑤電話番号、⑥水揚げ港、⑦水揚げ年月日、⑧押印
- 輸出者：
 - ①輸出者名/住所、②署名、③年月日、④押印
- 旗国の認証：
 - ①担当官名/役職、②署名、③年月日、④押印
- 輸送の詳細：
 - ①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③船名及び船籍、④航空便/航空貨物運送状番号、⑤運送トラックの登録国及び車体登録番号、⑥鉄道貨物運送状番号、⑦その他の運送書類、⑧コンテナ番号、⑨輸出者の氏名、⑩輸出者の住所、⑪輸出者の署名
- 輸入者の申告：
 - ①輸入者名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、⑥第三国を経由した輸入に係る書類
- 輸入管理当局

41

適法採捕証明書の内容(小型漁船向け簡易書式)

次の4基準のいずれかに該当する小規模漁船の漁獲物で、旗国の港に水揚げされ単一の積送品として輸出される場合は、簡易書式を用いることができる。なお、適法採捕証明書の簡易書式も旗国当局が認証を行う。

- ① 曳網漁具を搭載していない全長12メートル未満の漁船
- ② 曳網漁具を搭載している全長8メートル未満の漁船
- ③ 甲板上に構造物がない漁船
- ④ 国際総トン数20トン未満の漁船

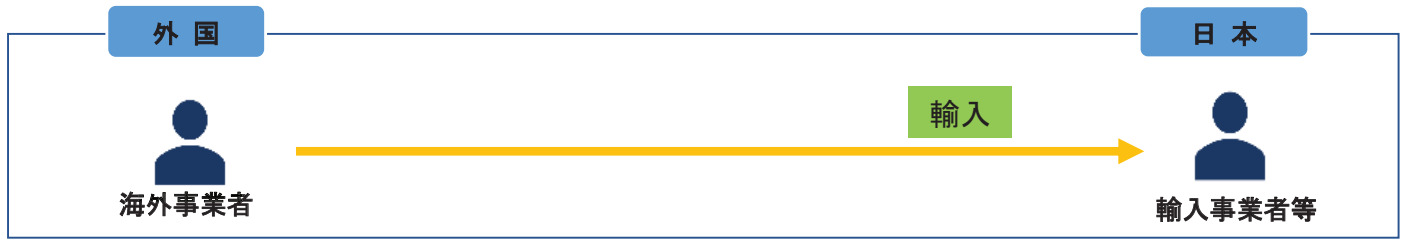
適法採捕証明書（小型漁船向け簡易書式）に記載が必要な事項

- 1 認証当局：
①文書番号、②認証当局（担当官名、認証当局名、住所、電話番号、FAX番号）
- 2 製品情報：
①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品のHSコード、④検証水揚げ重量（該当する場合）
- 3 資源管理措置情報
- 4 漁獲物を提供した漁船のリストと漁船別の数量（漁船名、登録番号等を添付）
- 5 輸出者：
①輸出者名/住所、②署名、③年月日、④押印
- 6 旗国の認証：
①担当官名/役職、②署名、③年月日、④押印
- 7 輸送の詳細：
①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③船名及び船籍、④航空便/航空貨物運送状番号、
⑤運送トラックの登録国及び車体登録番号、⑥鉄道貨物運送状番号、⑦その他の運送書類、⑧コンテナ番号、⑨輸出者の氏名、
⑩輸出者の住所、⑪輸出者の署名
- 8 輸入者の申告：
①輸入者名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、⑥第三国を経由した輸入に係る書類
- 9 輸入管理当局

6 制度の詳細 (特定第二種水産動植物等:輸入経路別)

輸入経路の主なパターン

パターン① 旗国から直接日本に輸入する場合



パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合



パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合



43

パターン① 旗国から直接日本に輸入する場合

輸入事業者に対応していただくこと



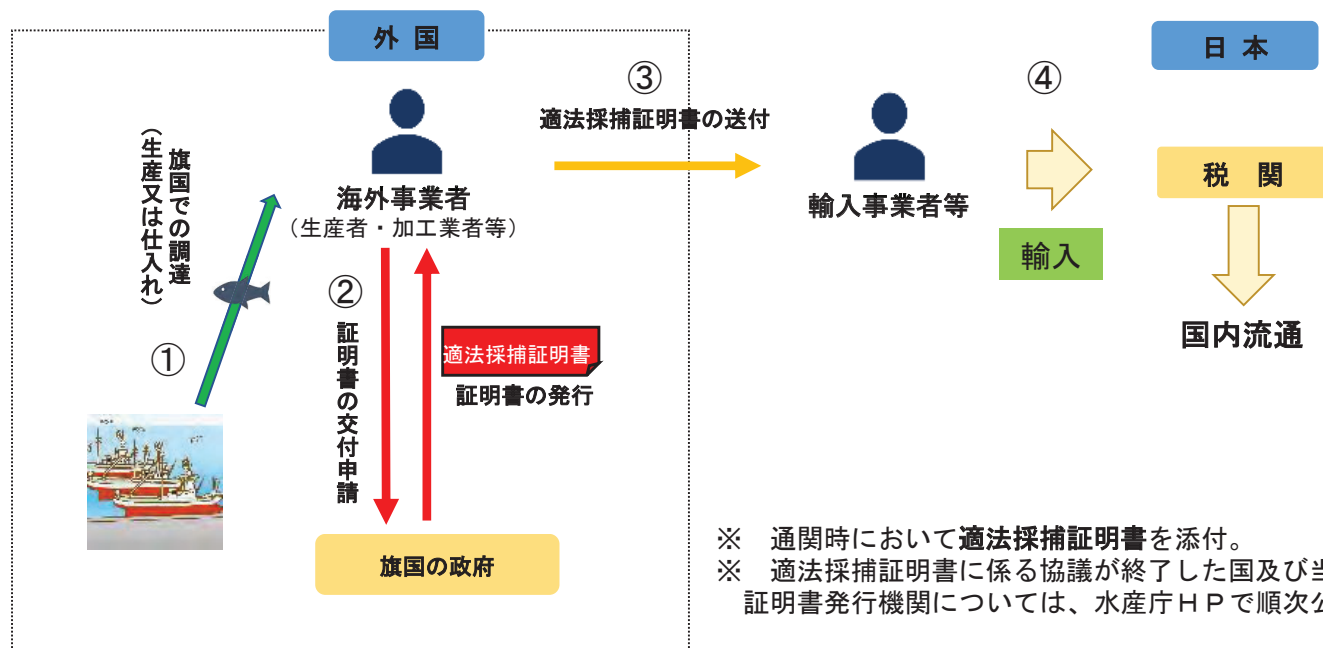
- ☑ **適法採捕証明書**※の**添付**（輸入通関時）

※ 外国政府（旗国政府）が発行したもの

44

パターン① 旗国から直接日本に輸入する場合【流れ】

旗国から直接日本に特定第二種水産動植物等を輸入する際には、旗国の政府機関が発行した適法採捕証明書の添付が必要。



45

パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合

輸入事業者に対応していただくこと

- ☑ **適法採捕証明書※の添付** (輸入通関時)
- ※ 外国政府 (旗国政府) が発行認証したもの



【①第三国で加工された後、日本に輸入される場合】

- ☑ **加工申告書等※の添付** (輸入通関時)
- ※ 第三国政府 (加工地の政府) 等が発行した証明書

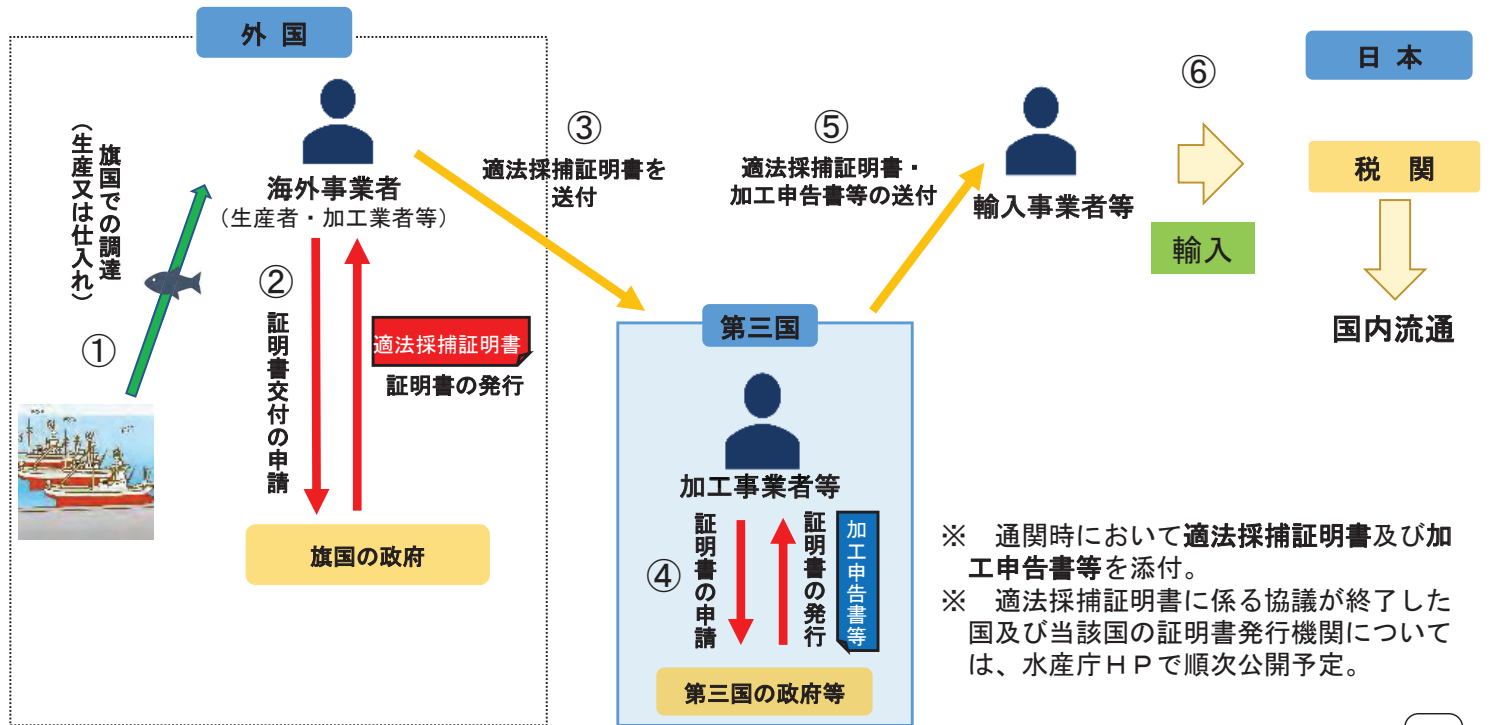
【②第三国で加工されず、日本に輸入される場合】

- ☑ 「旗国から第三国までの一連の輸送経路を記載した書類」、又は、「第三国政府等が発行する当該水産製品の詳細、荷おろしと積替え年月日、船名又はその他の輸送手段、第三国での当該水産製品の保管状態を記載した書類」※の添付 (輸入通関時)
- ※ 第三国政府 (経由地の政府) 等が証するもの

46

パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合 【流れ】

旗国以外の第三国を経由して特定第二種水産動植物等を輸入する際には、旗国の政府機関が発行した適法採捕証明書及び第三国(加工地)政府機関等が発行した加工申告書等の添付が必要。



47

パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合 【加工申告書等の内容】

1 第三国で加工された後、日本に輸入される場合

適法採捕証明書(※記載内容はP41参照)

+

加工申告書等

- 適法採捕証明書番号、漁船名および旗国、認証日、漁獲物の説明、総水揚げ重量(kg)、加工に使用された水産物(原材料漁獲物)の数量(kg)、加工後の水産製品(kg)
- 加工工場の名称、住所
- 輸出者名、住所(加工工場と異なる場合)
- 加工工場の責任者、署名、年月日、場所
- 承認当局、担当官氏名、署名、年月日、場所

2 第三国で加工されず、日本に輸入される場合

適法採捕証明書(※記載内容はP41参照)

+

- 旗国から第三国までの一連の輸送経路を記載した書類

または

- 第三国の政府機関等が発行する当該水産製品の詳細、荷おろし及び積替えの年月日、船舶名又はその他の輸送手段、第三国での当該水産製品の保管の状態を記載した書類

48

輸（出）入事業者に対応していただくこと



- ✓ 国産の特定第二種水産動植物等を海外に輸出した後、輸入する場合（海外での委託加工等）

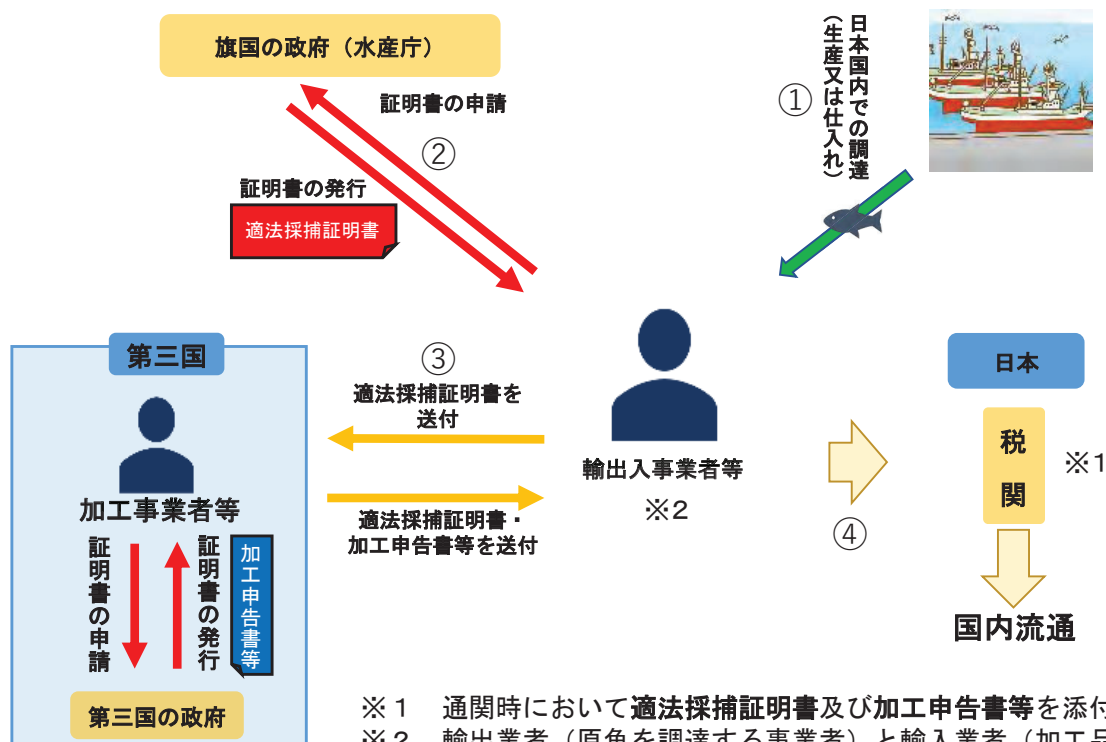
適法採捕証明書の交付の申請（水産庁）

- ✓ **適法採捕証明書**の**添付**（輸入通関時）

- ✓ **加工申告書等**の**添付**（輸入通関時）

パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合 【流れ】

国産原魚を海外で加工して日本に輸入する場合には、旗国の政府機関（水産庁）が発行する適法採捕証明書及び第三国（加工地）政府機関等が発行した加工申告書等の添付が必要。



パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合【適法採捕証明書の申請】

●適法採捕証明書

- 1 認証当局：
 - ①文書番号、②認証当局の名称、③担当官名、④認証当局の住所、⑤電話/FAX番号
- 2 漁船の情報：
 - ①漁船名、②船籍の母港/登録番号、③漁業免許番号/免許対象漁業種別、④コールサイン、⑤IMO/Lloyd's番号、⑥インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス
- 3 製品情報：
 - ①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品のHSコード、④船上加工の種類（該当する場合）、⑤漁獲水域/漁獲年月日、⑥推定生体重量又は⑦推定水揚げ重量、⑧検証水揚げ重量（該当する場合）
- 4 資源管理措置情報
- 5 漁船の船長：船長（一定の場合には、適法採捕証明書の記載事項について真正性を確認出来る者）の氏名/署名/押印
- 6 洋上転載（該当する場合）：
 - ①船長の氏名、②署名/年月日、③転載日/水域/場所、④推定重量、⑤転載を受けた漁船の船長の氏名、⑥署名、⑦漁船名、⑧コールサイン、⑨IMO/Lloyd's番号
- 7 港湾区域内転載の許可（該当する場合）：
 - ①担当官名、②認証当局名、③署名、④住所、⑤電話番号、⑥水揚げ港、⑦水揚げ年月日、⑧押印
- 8 輸出者：
 - ①輸出者名/住所、②署名、③年月日、④押印
- 9 旗国の認証：
 - ①担当官名/役職、②署名、③年月日、④押印
- 10 輸送の詳細：
 - ①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③船名及び船籍、④航空便/航空貨物運送状番号、⑤運送トラックの登録国及び車体登録番号、⑥鉄道貨物運送状番号、⑦その他の運送書類、⑧コンテナ番号、⑨輸出者の氏名、⑩輸出者の住所、⑪輸出者の署名
- 11 輸入者の申告：
 - ①輸入者名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、⑥第三国を経由した輸入に係る書類
- 12 輸入管理当局

●申請書類

輸入事業者が水産庁に対して適法採捕証明書を申請する際に必要となる書類は、適法採捕証明書の他、

（１）売買関係書類（伝票等）の写し

← 2 ①, 3 ①②⑤⑥⑦の裏付け資料

（一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が作成した必要な情報についての証明書でも可とする。）

（２）漁業許可証等の写し

← 2 ②③の裏付け資料

（一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が漁船が所属する団体から入手した情報に基づき作成した証明書でも可とする。）

51

パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合【適法採捕証明書の申請】

輸入事業者等が適法採捕証明書を準備するにあたって、漁業者（生産者）は、以下の協力をお願いします。

☑ 漁業許可証等の写しの提供

☑ 漁船に関する情報を提供

（漁船情報：コールサイン、IMO/Lloyd's番号、インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス（いずれも該当する場合のみ））

※ 一定の要件を満たす場合（ロットが複数の漁船、複数の水揚げ日から構成される場合等）は、上記の書類及び情報を漁業者の所属団体から産地市場に対して、提供することも可とします。

52

輸入事業者等が適法採捕証明書を準備するにあたって求めがあった場合には、
加工・流通事業者（産地市場も含む）は、以下の協力をお願いします。

☑ **売買関係書類（伝票等）の写しの提供**※1

（漁船名、製品の説明（生鮮又は冷凍の別）、魚種、漁獲水域、漁獲年月日、数量（水揚げ量又は販売量）の記載のあるもの）

※1 一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が作成した必要な情報についての証明書でも可とします。

☑ **漁業許可証等の写しの提供**※2

※2 一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が漁船が所属する団体から入手した情報に基づき作成した証明書でも可とします。

☑ **漁船に関する情報の提供**

（漁業者（生産者）から提供のあった漁船情報（コールサイン、IMO/Lloyd's番号、インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス（いずれも該当する場合のみ））

8 参考

罰則について

特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るため、下記の罰則を措置。

条項	違反内容	懲役刑	罰金刑
【特定第二種水産動植物の輸入規制に係る罰則】			
第15条	特定第二種水産動植物等について、適法に採捕されたことを証する外国の政府機関発行の証明書等の添付をせず、輸入した場合	1年以下	100万円以下
【特定第一種水産動植物の国内流通規制に係る罰則】			
第16条第1項第1号	特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者が、届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第2号	情報伝達及び取引記録の作成・保存の規定を遵守していないと認められ、必要な措置を講ずるべき旨の勧告を受けた届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、その勧告に係る措置をとるべきことの命令に違反した場合	—	50万円以下
第16条第1項第3号	特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第4号	特定第一種水産動植物等取扱事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合	—	50万円以下
第16条第1項第5号	特定第一種水産動植物等取扱事業者等若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者等に対する立入検査等において、必要な報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、物件を提出し、又は立入検査の拒否、妨害、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合	—	50万円以下
第17条	届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が変更の届出をせず、又は虚偽の変更届出をした場合	—	30万円以下
第18条	法人の代表者等が法人の業務に関して、第15条から第17条に掲げる違反行為をした場合、当該違反行為を行った者を罰するほか、その所属する法人に対しても罰金刑を科す		